

**しあわせは、みんなの力で！**

# **令和5年度事業計画**



**社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会**

## — 目次 —

- ◎令和5年度 基本方針、重点目標 ······ 1~2  
◎事業計画 ······ 3~14

| NO. | 事業名                    | ページ   |
|-----|------------------------|-------|
| 1   | 法人運営事業                 | 3~4   |
| 2   | 地域福祉事業                 | 4~5   |
| 3   | 支え愛ネットワーク構築事業（町受託事業）   | 5~6   |
| 4   | 生活困窮者自立相談支援事業（町受託事業）   | 6     |
| 5   | 被保護者就労支援事業（町受託事業）      | 6     |
| 6   | 就労準備支援事業（町受託事業）        | 7     |
| 7   | 家計改善支援事業（町受託事業）        | 7     |
| 8   | 生活支援体制整備事業（町受託事業）      | 7~8   |
| 9   | 地域介護予防推進事業（町受託事業）      | 8~9   |
| 10  | 共同募金事業                 | 9~10  |
| 11  | 障がい福祉サービス事業            | 10    |
| 12  | 居宅介護支援事業               | 10    |
| 13  | 訪問介護事業                 | 11    |
| 14  | 認知症対応型通所介護事業           | 11~12 |
| 15  | 資金貸付事業                 | 12    |
| 16  | 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）    | 12~13 |
| 17  | 福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）  | 13    |
| 18  | たきさん温泉管理運営事業（町指定管理者制度） | 14    |
| 19  | その他の事業                 | 14    |

# 令和5年度 事業計画

## I. 基本方針

未だに終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の影響は、経済活動の低迷はもとより、感染症防止対策で行われている「新しい生活様式」により、これまでの福祉の原点である「ふれあい」や「対面」といった方法が制限され、私たちの生活は大きく変化しました。また、少子高齢化の進展や家族機能の低下等の社会情勢に加え、コロナ禍も相まって地域住民のつながりの希薄化がより一層深刻化する中で、社会的孤立や経済的困窮、介護や子育てに対する不安等、様々な生活課題が生じており、その対応が求められています。

社会福祉協議会も制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会である「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進することが求められており、本協議会においては、住民主体の理念に基づき、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと、地域福祉推進を図るための事業を引き続き推し進めていく必要があると考えています。

一方、介護サービス分野においては、令和4年度においても支出超過に陥り、町から訪問介護事業に対しては、令和3年度同様、救済措置（訪問介護サービス緊急支援事業補助金）を講じていただき、辛くも赤字決算は免れたところですが、認知症対応型通所介護事業においては、利用者数の減少と町内同種事業所の整備が続いてきた中、今後の経営改善は非常に困難と判断し、理事会・評議員会において本事業を廃止させていただくよう、意思決定を行い、本年度は廃止に向けての業務を推進していくことになりますが、利用者やその家族の意向を真摯に受け止め、寄り添いながら利用者を他事業所へ移行するべく、関係各所と連携を図り、あらゆる事柄に対し注力して参ります。

このような状況の中ではありますが、本協議会は、常に「福祉サービスを必要とする地域住民」の立場に立ち、微力ながら一人ひとりが繋がり、誰もが住み慣れた地域で家族や友人、地域住民とともに安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、役職員一丸となって取り組んで参ります。

## II. 重点目標

1. 社会福祉協議会の組織基盤の強化と広報活動の推進
2. 生活困窮者等への自立支援と各種相談・貸付事業の実施
3. ボランティアセンターの機能強化と生活支援サービスの開発
4. 地域福祉ネットワークづくりと福祉関係団体との連携
5. 高齢者の自立健康生きがいづくりと介護予防事業の推進
6. 介護保険事業の運営と見直し
7. 障害福祉サービスの推進
8. 指定管理者制度における「たきさん温泉」の管理運営

### III. 事業計画

#### 1. 法人運営事業

【令和5年度予算書…4ページ】

法人の健全運営や社会・経済状況の変化に即した事業を適正に行うため、自立的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する各種地域福祉サービスの質の向上、並びに事業経営の透明性の確保を果たすため次の事業を行う。

##### □法人運営事業

###### (1) 社協基盤の強化と、福祉活動に積極的に取り組むための役職員等の研修

◇組織基盤の強化を図るため、自主財源の確保に努め、執行機関としての理事会、議決機関である評議員会を必要に応じて開催するとともに積極的に研修会等に積極的に研修会等に参加し、法人組織運営体制の強化を図る。

###### (2) 職員として必要とされる資質や社会性、地域福祉の推進を担う知識や技術力を高めるための研修への参加と、業務推進の適格な執行

◇職員の資質向上のための専門的研修への参加促進

◇有資格者及び専門性をもった職員の確保、資格取得の奨励

◇利用者名簿の管理徹底等、個人情報保護法に基づく個人情報の保管及び使用方法及び使用方法の徹底

###### (3) 適正な人事管理と労務管理の強化

◇同一労働同一賃金の考え方による職員雇用に向けて正規、非正規間の業務内容や責任範囲の整理、待遇の見直しなどについて専門家等の指導を受けながら検討し、雇用管理体制を確立していく。

###### (4) 会計処理システムの的確な運用

◇会計処理システムを的確に運用するとともに、会計担当者、会計責任者の役割、業務分担を明確にし、透明性の高い業務を執行していく。

###### (5) 広報活動の推進

◇社協だよりを発行（6月、9月、12月、3月、年4回）し、社会福祉協議会や各種事業の「見える化」を推進する中で、住民や関係機関の関心を高める。

◇ホームページによる広報により、社協のタイムリーな情報発信の場として、常に最新の情報が提供できるよう更新を行う。

##### □社協会費

社協の会員制度は、町民一人ひとりが福祉に関心を持ち、積極的に地域の福祉活動に参加していただくことを目的としている。会員になることが、福祉活動に参加することと同じ意味を持っており、財政面だけでなく、地域福祉を支える大きな力になる。地域福祉の主役である町民と、それを推進する社協が一体となり、福祉のまちづくりを行うために欠かせない仕組みとして推進を図っていく。

## □心配ごと相談所、法律相談所の開設

どんな悩みでも誰でも気軽に相談できる窓口として、秘密厳守のもと、相談所を開設する。(無料)

### (1) 心配ごと相談事業

◇日常の困りごと、心配ごと、悩みごとを一人で抱え込まず、安心して話せる場として守秘義務を守り、誠意をもって対応を行う。また、必要に応じ、適切な専門機関に繋ぐことで、相談者が必要な支援を受けられるよう連携を行う。  
(毎月 5 のつく日で月 3 回開設)

### (2) 法律相談事業

◇財産・相続・金銭貸借・離婚等に関する相談ごとについて弁護士が相談に応じ、法的なアドバイスを受けることができる無料法律相談を開設する。  
(年 5 回開設)

## □岩美ふれあいのまちづくり推進委員会の開催

様々な理由が重なり、本来の策定年度がずれてしまった「第4次岩美町地域福祉活動計画」について、行政計画である「岩美町地域福祉計画」との一体的な策定をも含め次期の計画策定に関し、岩美ふれあいのまちづくり推進委員会で協議、検討する。

## □救急キット配布事業の実施

町内に在住で 70 歳以上の一人暮らし高齢者等が、生命に危険のある緊急時に必要な支援を迅速かつ的確に受けるため、緊急連絡先、かかりつけ医及び服薬等の情報を記して保管する容器を配布し、民生児童委員・行政・病院・消防等と連携を図り、安全と安心の確保を推進する。

## □岩美町老人福祉センターの管理運営(町補助事業)

本施設の設置目的である高齢者の健康増進に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、利用者の視点に立った施設の維持管理を行うとともに、点検、修繕を行いながら安心・安全な利用環境が整うよう取り組みを行っていく。

## 2. 地域福祉事業

### 【令和 5 年度予算書…5 ページ】

地域の様々な人々がお互いに助け合い、交流することにより、住民の連帯感を高め、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動やボランティア活動を住民参加により、自主的に推進し、明るく活力ある福祉社会を創造し、近隣の繋がりを補うことを目的に実施する。

#### □食事サービスボランティア事業の推進（町補助事業）

町内9地区における食事サービスボランティアグループと、民生児童委員協議会と連携を図り、概ね70歳以上の人暮らし高齢者等の方々に対し、食事を提供するとともに日常生活の安否確認等を行う目的のもと、月2回、昼食時の弁当を配布する。  
(利用料200円/回)

#### □岩美町ふれあい福祉大会の開催（町補助事業）

誰もが住み慣れた福祉のまちづくりの実現に向けて、高齢者、障がい者、ボランティアなどの福祉に携わる関係者、そして地域住民が一堂に会し、ノーマライゼーションの理念を更に深めることができるよう、実行委員会を組織し開催する。  
(令和5年10月22日開催予定)

#### □見守りネットワーク活動支援事業の推進

自治会または自主防災組織が主体となって、災害時における避難支援の仕組みや平常時の見守り・支え合いの体制づくり等の取り組みを行う際に必要な費用の一部を助成する。(上限3万円まで)

#### □ボランティアセンターの機能強化

ボランティア活動を希望する人と支援を希望する人とのマッチングとコーディネートを行う町ボランティアセンターで、活動に関する相談や支援を行うとともに、情報発信と各種養成講座を立案し、ボランティアの輪を広げていく。また、近年多発する災害に備え、日頃から地域住民や行政等との連携を図り、災害時には円滑な災害ボランティアセンターの運営が行えるよう協力支援体制の基盤整備を行う。

### 3. 支え愛ネットワーク構築事業

#### 【令和5年度予算書…6ページ】

支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくりのために、地区別福祉座談会の開催や支え愛マップづくりを通して、日頃の地域での見守り活動を始めとした支え合い活動や共助の仕組みづくりを目指す。

#### □支え愛マップづくり

地図上に高齢者や障がい者などで支援が必要となる方々、いわゆる「要配慮者」や、要配慮者を支援する「支援者」、避難所、などの地域の資源情報を記載することにより、情報を見える化し、地域の中での孤立を防ぐとともに、日頃の地域での支え合い活動、共助の仕組みづくりに活用し、「いざ」という時の災害時の避難行動等に繋げていく。

#### □地区別福祉座談会の開催

地域住民がお互いに支え合うとともに、関係団体等と協働し合えるネットワークづくりを推進するため、地区別に福祉座談会を開催し、地域福祉活動の重要性・活動内容の周知・PRに努めるとともに、福祉課題の把握や地域の課題を整理する。

#### □あんしんコール活動の推進

概ね70歳以上の人暮らし高齢者、または昼間独居及び虚弱な高齢者等を対象に、定期的に電話を掛けることによる安否確認・健康状態の把握と相談活動を行い、孤独感の解消を図り、安心して地域で暮らしていけるように実施する。

#### □要援護者台帳システムの活用

町（健康長寿課、総務課）と社協との間で要援護者にかかる情報を共有し、平常時の見守り活動等に活用する。

### 4. 生活困窮者自立相談支援事業

【令和5年度予算書…7ページ】

生活困窮者自立支援法に基づき、町内に居住する生活困窮者等が困窮状態から早期に脱却するため、支援対象者の自立と尊厳を確保しつつ、その状況に応じて包括的かつ継続的な相談支援を実施するとともに、地域における早期把握のためのネットワークを構築し、支援対象者の自立・就労支援を促進する。

#### □支援調整会議の開催

支援計画の適切性の協議、支援提供者による支援計画の共有、支援計画の終結時等の評価等について、役場等の関係機関と連携を図りながら、支援調整会議を必要に応じて隨時開催する。

#### □住居確保給付金の支給

離職により、住居を失った又は、そのおそれが高い方で、所得が一定水準以下の方に対して、安定した就職活動ができるよう、期限付きで家賃相当額を支給する。

#### □フードパートナー事業の実施

生活困窮者対策の一環として、地域住民に協力を得て、食料品提供者（フードパートナー）として登録いただき、金銭的に困窮し食料品に困っている方に対して緊急的な支援を行う。

### 5. 被保護者就労支援事業

【令和5年度予算書…8ページ】

稼働年齢層にある被保護者に対して勤労意欲の醸成及び育成を図り、一般就労に向けた伴走型の就労支援を行い、被保護者世帯の自立を推進する。

- (1) ハローワークへの同行訪問及びコーディネート業務（日程調整、体験業務の管理、受け入れ先との調整等）の実施
- (2) ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労セミナー、技能習得向け講座、職業訓練、就労体験事業、就労定着支援など、必要な支援を実施

## 6. 就労準備支援事業

【令和5年度予算書…9ページ】

直ちに就労することが困難な者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎的な能力を習得するために、就労体験の場の提供や個人の状況に応じた支援をハローワーク等の関係機関と連携を図りながら計画的かつ段階的に行っていく。

### (1) 日常生活自立に関する支援

◇規則正しい生活や適度な運動、健康維持、清潔保持などの生活習慣の見直しや形成に向けてのサポートを行う。

### (2) 社会自立に関する支援

◇社会との関わりや繋がりを通して、就労に向けての準備段階としての必要な社会的能力を身に付けるためのサポートを行う。

### (2) 就労自立に関する支援

◇一般雇用への就職活動に向けた技法や知識を習得するためのサポートを行う。

## 7. 家計改善支援事業

【令和5年度予算書…10ページ】

家計収支の均衡が取れていないなど、家計の問題を抱えている生活困窮者に対して、家計状況の見える化と根本的な課題を把握し、自ら家計を管理できるよう状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関への繋ぎ、必要に応じて貸付の斡旋等を行い、早期の生活再生を支援する。

### (1) 家計管理に関する支援（家計表やキャッシュフロー表等の活用）

### (2) 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種公的給付等の利用に向けた支援

### (3) 債務整理に関する支援（消費生活センター、法テラス等との連携）

### (4) 貸付斡旋の支援（生活福祉資金等の活用）

### (5) その他家計収支改善のための必要な支援

## 8. 生活支援体制整備事業

【令和5年度予算書…11ページ】

高齢者等の個別の生活ニーズに応えるよう、地域住民の主体性に基づきながら、安定的かつ継続的な住民参加サービス等の仕組みをつくるため、担い手を養成するための講座を開催するとともに、関係機関と協働し、地域における見守り、支援活動の体制を構築する。

### □生活支援サービス協議体の設置

地域ニーズ、資源の把握、住民主体の生活支援サービスの意義について、認識の共有を図り、関係機関と協働し、高齢者等の生活を地域で支える仕組みづくりの検討を行う。本年度は地域全体の課題に取り組みつつ、個別課題（ゴミ出し支援等）に対応できる取り組みを推進する。

#### □生活サポーター養成講座の開催

地域における生活支援サービスの担い手を養成し、組織化を図る中で、新たな支援活動に繋げる仕組みを創出する。(全4回シリーズ)

#### □井戸端カフェ ふらっと（共生型常設サロン）の運営

子どもから高齢者まで誰でも気軽に立ち寄れ、楽しみながら介護予防や健康づくりなどに取り組む拠点の居場所づくりの参考として、社協（ホール）を会場に毎週月・水・金曜日に開設し、町内各地での設立気運を生み出すとともに、利用者から個別のニーズを把握する。

#### □高齢者ファミリー・サポート・システム（生活援助型）事業の推進

町内にお住まいで、高齢の方や障がいのある方等を対象に、日常生活を送るうえで困っていることなどを助け合いの精神をもって支援することを目的として実施する。利用を希望する依頼会員に対し、協力してくださる協力会員がいて成り立っている。  
(利用料 500円／時間)

#### □愛の輪推進員活動の推進

在宅の一人暮らし高齢者・二人暮らしの高齢者世帯へ声掛けや安否確認を行う中で民生委員・児童委員と連携を密にし、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援する。

#### □住民主体による「ふれあい・いきいきサロン活動」への支援

ふれあい・いきいきサロン活動が、地域の課題や個別課題を早期発見できる場となるよう、情報交換会や研修会等を開催し、運営に対する支援を行う。

### 9. 地域介護予防推進事業

#### 【令和5年度予算書…12ページ】

高齢者がいつまでも住み慣れた地域において、可能な限り自立した生活が送れるよう、誰でも参加することができる介護予防に資する通いの場等の活動を効果的かつ効率的に支援していく。

#### □あつたかハートサロン活動の推進

高齢者の生活維持や改善活動の一層の推進を図るために、レクリエーション活動や器具を用いた運動、茶和会等を行い、いつまでも心身ともに健やかで自立した生活が送れるよう支援するとともに、運営に対し、サポーターに関わりをもっていただくことで、サポーター自身も主導的に地域の中で活動が行えるよう体制を整える。

(利用料 200円／回)

#### □サークル活動の支援

岩美町の介護予防教室の修了者がサークル活動として介護予防活動を継続して実施できるよう利用者の便宜を図るために、マイクロバスを運行するとともに、老人福祉センター等の活動場所の提供などの支援を行う。

## □ I T ネットワーク（楽集ネットワーク）の活用

高齢者の社会的孤立を防ぎ、要介護高齢者の増加抑制を図るため、I T ネットワークを活用し、町内広域での高齢者の相互交流を促進する。

### 10. 共同募金事業

【令和5年度予算書…13ページ】

共同募金は、地域福祉のため、「じぶんの町を良くするしくみ」の募金であるということを町民一人ひとりが理解し、募金運動に気持ちよく協力してもらえるよう分かりやすい周知に努める。使途についても何に配分されているのか理解し、納得してもらえるよう見える化を図る。また、協力いただく自治会との連携を深め、配分団体にも地域福祉推進のための募金、町民からの募金であることをより認識し、使用してもらえるよう努める。

## □一般募金配分金事業

町民の皆さんから寄せられた「赤い羽根共同募金」の配分金を財源として、地域福祉の向上や子どもから高齢者までの幅広い世代の福祉向上のための事業を行う。

### (1) 福祉の心を育てる推進校助成事業

◇教育・道徳・総合的な学習・特別活動と関連させながら、様々な体験を通して福祉の心の大切さを子ども達に理解させるとともに、学校や地域での交流活動や美化活動、ボランティア活動など、具体的な実践活動を通して、協力や奉仕する態度、実践力の育成に努める。(町内小・中・高等学校)

### (2) 高齢者歩行用手押車と杖の購入費助成事業

◇70歳以上で、手押車・杖を必要とし、購入を希望する方に購入費用の助成(約3分の2)を行い、野外活動等の支援をすることを目的に実施する。

### (3) 福祉用具貸出事業

◇福祉用具（電動ベット、車イス等）を貸与することにより、日常生活の便宜を図り、在宅生活の支援と介護者の負担を軽減することを目的に実施する。

### (4) 福祉団体への活動支援

◇地域福祉を推進する福祉団体に対し助成を行う。【助成団体は以下のとおり】

- ・民生児童委員協議会、遺族連合会、身体障害者福祉協会、心身障がい児（者）育成会、精神障がい者家族会、食生活改善推進員連絡協議会、赤十字奉仕団、連合母子会、各ふれあいサロングループ

### (5) 社協だより発行助成事業

◇町民に対し、赤い羽根共同募金運動の啓発やその使い道等について周知を図るとともに、社協事業及びボランティア活動に関する各種情報を社協だよりに掲載する。

## (6) ボランティア活動育成事業

◇地域住民のボランティア活動に関する理解を深めるとともに、ボランティアの育成援助とその活動の推進を図ることを目的に、各種講座・体験事業を実施する。【各種研修・体験事業は以下のとおり】

- ・ふれあいきいきサロンボランティアクリエーション講座、夏休みボランティア体験教室、シニアボランティア入門講座

## □歳末たすけあい募金配分金事業

町民の皆さんから寄せられた「歳末たすけあい募金」を財源として、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らせる一助となるよう、民生児童委員協議会と連携を図り、激励慰問事業を実施する。

### (1) 激励慰問事業

◇経済的に支援が必要と思われる方々に対して、歳末時に生活用品等をお届けし、激励を行うとともに、その意識の高揚を図る。【対象者は以下のとおり】

- ・生活困窮世帯、ねたきり高齢者、重度心身障害児（者）、一人暮らし高齢者、災害遭児世帯

## 1 1. 障がい福祉サービス事業

【令和5年度予算書…14ページ】

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、身体介護や生活援助等を行う。

## □居宅介護

障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助を行う。

## 1 2. 居宅介護支援事業

【令和5年度予算書…15ページ】

可能な限り自身の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況やおかれている環境等に応じた支援をする。地域との連携を図りながら、利用者に適した社会資源の活用や社会参加を勧め、質の高いサービスの提供に努める。

- (1) 利用者・地域住民・地域包括支援センター・医療機関・サービス事業所から信頼され、これまで培ってきた社協らしさや地域福祉のノウハウを活かし、より厚い支援を提供できる介護支援事業所を目指す。
- (2) 介護支援専門員一人当たり月平均35件以上の給付管理を目指していく。
- (3) 関係機関等で開催する研修会へ積極的に参加し、介護支援専門員としてのスキルアップを図るとともに、利用者に寄り添ったケアプラン作りに努める。

### 1 3. 訪問介護事業

【令和5年度予算書…1 6ページ】

町内唯一の訪問介護事業所として、介護保険制度による要介護認定を受けた高齢者が安心して生活できるように身体介護や生活援助等を行う。併せて、日常生活支援総合事業の生活支援サービスとして要支援認定相当の方へ介護予防訪問介護を行うとともに、町から産前産後ヘルパー派遣事業、並びに子育て世帯訪問支援臨時特別事業を受託し、家事又は育児の支援を行う。また、ここ数年来、採算のとれない非常に厳しい経営状況が続いているところであるが、本年度は本協議会独自に介護保険外自費サービス事業を実施し、新たな自主財源の確保に努めていくとともに、現在の赤字幅を縮小するため、職員の雇用形態の見直し等を行うなど、最大限の努力を重ねる中で、運営の効率化・適正化を一層進め、経営改善に向けた取り組みを積極的に推進していく。

#### □訪問介護

介護保険の要介護認定を受けた方を対象として、その方の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう身体介護及び生活援助などを行う。

#### □介護予防訪問介護

町が必要と認めた要支援相当の方に調理、買い物、掃除等の生活援助を行う。

#### □産前産後ヘルパー派遣事業（町受託事業）

妊娠中及び出産後間もない時期に、家事・育児等を行うことが困難な家庭に対し、ヘルパーを派遣し、家事又は育児等の支援を行う。

#### □子育て世帯訪問支援臨時特別事業（町受託事業）【新規】

不安や負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦に対し、ヘルパーを派遣し、家事・育児等を行う中で、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための支援を行う。

#### □介護保険外自費サービス事業（本協議会独自事業）【新規】

利用者の多様なニーズに応えるため、介護保険外である自費サービス事業（通院介助等）を実施し、利用者の日常に密着したサービスを提供する中で、自立した生活の継続を出来る限り可能にし、その人らしく生活することを支援する。

### 1 4. 認知症対応型通所介護事業

【令和5年度予算書…1 7ページ】

採算のとれない厳しい経営状況が続いてきた中で、今後の経営改善は非常に困難と判断し、本年度末をもって本事業を廃止する。そのため、本年度は廃止に向けての業務を推進していくこととなるが、利用者の心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の負担軽減を図るために、従来どおりの通常業務（認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護）も並行して推進し、質の高いサービスを提供する。

なお、事業廃止にあたっては、あらゆる事柄に対し注力して取り組むところであるが、利用者やその家族に不利益が及ぼぬよう、関係各所と連携を図りながら、利用者を他事業所に移行していく。

#### □認知症対応型通所介護

介護保険の要介護認定を受けた方を対象として、可能な限り自身の居宅において、持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持や機能向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び訓練等を行う。

#### □介護予防認知症対応型通所介護

町が必要と認めた要支援相当の方に、認知症対応型通所介護と同様のサービスを提供する。

#### □事業廃止に向けての取り組み

- (1) 利用者・ご家族の意向を真摯に受け止め、ニーズに対応しながら、利用者が同様のサービスを継続的に利用できるよう他の介護事業所等と連携して調整を行う。
- (2) 所轄官庁（岩美町）に廃止届を提出するとともに、介護事業所等への関係各所に報告を行うなど、事業廃止にかかる手続きを進めていく。
- (3) 可能な限り職員に不利益が生じることのないよう雇用継続に向けた取り組みを行っていくこととするが、場合によっては転職先の斡旋、他の活動の情報提供など、事業廃止後の進路について支援していく。

### 1.5. 資金貸付事業

#### 【令和5年度予算書…18ページ】

香典返し等のお気持ちを「福祉のためのご寄付」としてお受けするとともに、日々の生活に一時的に困っている方への救済措置として、資金貸付を行う。

#### □香典返し寄附金、一般寄附金

親族の方がお亡くなりなられた際の香典返しや善意のご寄付（一般寄付）をお受けさせていただき、本協議会が実施する様々な地域福祉活動に有効に活用する。

#### □たすけあい金庫資金貸付（本協議会独自事業）

生活維持のため、応急的に必要な資金を無利子で貸し付け、生活意欲の助長を図る。貸し付けの限度額は5万円を上限とする。

### 1.6. 生活福祉資金貸付事業

#### 【令和5年度予算書…19ページ】

他の機関からの借り入れが困難な低所得、障がい者、高齢者世帯等を対象に、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加を目的として、関係機関等と連携を図り、適正な生活福祉資金の貸し付けと償還事務手続きを行う。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の対応策として、特例貸付制度が令和4年9月末まで実施されていたところであるが、本年度はその特例貸付にかかる償還が開始されるにあたり、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要な借受人に対するフォローアップ支援制度が国において新たに創設されたことに伴い、本協議会においても専任の支援員を配置する中で借受人への必要な支援が円滑に行えるよう相談支援体制を整備していく。

(1) 総合支援資金

◇失業等により生計の維持が困難になった世帯に対して、再就職までの生活資金の貸し付けを行う。

(2) 福祉資金

◇低所得世帯、障がい者世帯または、高齢者に対して貸し付けを行う。

ア 福祉費

低所得世帯等に対し、自立生活を送るうえで一時的に必要であると認められた場合に貸し付けを行う。

イ 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった世帯に対して貸し付けを行う。

(3) 教育支援資金

◇低所得世帯に対し、高校、短大、大学または高等専門学校に就職するための必要な経費の貸し付けを行う。

(4) 不動産担保型生活資金

◇低所得高齢世帯や要保護の高齢者世帯に対して、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸し付けを行う。

(5) フォローアップ支援制度の取り組み（県社協受託事業）【新規】

◇専任の支援員を配置し、償還に関する相談（償還猶予、少額返済等）、償還免除、猶予申請手続きの支援、償還猶予の意見書の提出等の業務を行う中で、自立相談支援機関等と連携し、今後の生活再建に向けた積極的な支援を実施していく。

17. 福祉サービス利用援助事業

【令和5年度予算書…20ページ】

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断に不安がある人の福祉サービスを利用するための手続きや、日常的金銭管理等の援助を行うため、生活支援員等を派遣し、適切な助言や援助を行う。

(1) 福祉サービス利用援助

◇福祉サービスを利用する際の情報提供や手続きの援助を行う。

(2) 日常的金銭管理サービス

◇日常生活に必要な預貯金の払い戻し、公共料金等の支払いをお手伝いする。

(3) 書類など預かりサービス

◇普段使わない定期預金通帳や権利証、実印などを金融機関の貸金庫等を利用して保管する。

## 18. たきさん温泉管理運営事業

【令和5年度予算書…23ページ】

指定管理者制度における基本協定に基づき、町の介護予防拠点施設として適正な維持管理に努めるとともに、町民の健康づくり、生きがいづくりの促進等を支援する拠点として有効に活用する。また、経年劣化により修繕箇所が増え、修繕費が年々増加傾向であるため、町と協議しながら利用者が常に安心・安全に館内を利用できるよう努める。(第4期指定管理者：令和3年度～令和5年度)

## 19. その他の事業

本協議会が各福祉団体の事務局を担うことで、それぞれの福祉団体が果たすべき役割を支援し、社協事業との協働により双方の活動の充実を図る。

### 【団体事務局】

- ・岩美町老人クラブ連合会
- ・岩美町赤十字奉仕団
- ・岩美町身体障害者福祉協会
- ・岩美町共同募金委員会